

第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市における文化行政のあり方や方向性を検討し、文化振興推進計画の策定に資するため、第2次岡崎市文化振興推進計画策定委員会(以下、「委員会」とする。)を設置する。

(検討内容)

第2条 委員会は、前条を達成するため、次に掲げる事項について、検討および協議を行う。

- (1) 岡崎市の文化の特性と個性ある地域文化の振興に関する事
- (2) 文化振興における行政の役割に関する事
- (3) その他、市長から指示された事項に関する事

(構成)

第3条 委員会は市長が委嘱し、次の各号に掲げる10人以内の委員で構成するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 岡崎市美術博物館長
- (3) 岡崎文化協会を代表する者
- (4) 一般公募市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。
- 4 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岡崎市文化芸術部文化総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。